

## 令和7年度「ちばのキラリ商品支援事業（販売展開支援）」業務委託に係る仕様書（公募用）

※本仕様書は、千葉県（以下「県」）が委託する令和7年度「ちばのキラリ商品支援事業（販売展開支援）」業務委託に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、改めて県が作成する。

### 第1 業務の趣旨、目的

県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業による県産農林水産物、鉱工業品などの地域資源を活用した商品（通称：ちばのキラリ商品）※の開発や販売展開を支援するため、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるテストマーケティング、テストマーケティング結果を活用したコンサルティング及び商品開発を目的としたワークショップ等を行う。（※一次産品は除く。）

### 第2 業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行ったうえで企画実施すること。

#### 1 県内外でのテストマーケティング

商品の認知度向上を図るとともに、販売実績や消費者の声を事業者にフィードバックし、更なる商品開発や販売戦略の見直しにつなげるためのテストマーケティングを行う。

なお、（１）、（２）のテストマーケティング参加企業（以下「参加企業」という。）は、合わせて延べ80社以上とする。

##### （１）県内外の小売店等での販売機会の提供

消費者ニーズやライフスタイルが年々変化する中、最新の市場の動向を踏まえた利用シーンコンセプトを3企画以上設定し、それぞれのコンセプトに合った県内外の販売場所でテストマーケティングを延べ6回以上実施する。

テストマーケティングの実施期間は販売場所に応じ設定することとし、1回あたり原則として連続する1週間以上（設営、撤去等の準備期間を除く。）とする。

販売場所は1か所あたり10㎡程度を想定し、実施期間中に10社以上、30品目程度の商品を取り扱うこととし、参加企業にフィードバックするための販売実績データを収集する。

##### （２）販売イベントの開催（1回以上）

ちばのキラリ商品の全国的認知度の向上を図るため、販売イベントを県外の効果的な販売場所で開催する。販売イベントの開催期間は延べ14日間以上（設営、撤去等の準備期間を除く。）とする。

販売場所は30㎡程度を想定し、実施期間中に20社以上、100品目程度の商品を取り扱うこととする。

開催にあたっては、イベントの概要や主な商品（10品目程度）の紹介を記載したチラシやパンフレットを作成するほか、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」の活用など工夫しながら集客を図り、来場者に対し商品のPRを行う。

また、実施期間中は、来場者に対し消費者のニーズや商品に関するアンケートやヒアリングなどの調査を行う。アンケート及びヒアリング結果については、商品ごとに集計及び効果測定を行い、参加企業にフィードバックする。

なお、アンケートの調査項目については、県と協議の上決定すること。

### (3) 研修会の開催(3回)

テストマーケティングの結果を参加企業がより効果的に活用するため、趣旨説明やちばのキラリ商品募集等のための事前の研修会を1回行うとともに、フィードバックや商品改良のアドバイスのための事後の研修会を2回行う。

## 2 テストマーケティングの結果を活用したコンサルティング

1の参加企業から10社以上を選定し、テストマーケティングの結果を踏まえた商品のブラッシュアップ、営業ツール(商品プロフィールシート)の作成等のコンサルティング支援を行う。

コンサルティングは、原則として各企業3回実施する。

なお、作成した営業ツールは冊子化するなどし、県に一式を納品(500部程度)する。冊子等への掲載内容等については、過年度のコンサルティング対象企業等の情報を併せて掲載するほか、県がその後展示会やイベントで活用できるよう協議の上決定することとする。

## 3 商品開発を目的としたワークショップの開催及びコンサルティング

2でコンサルティングを行う企業とは別に3社以上を選定し、新商品企画開発のためのワークショップを6回以上開催し、これに合わせたコンサルティングを実施する。

対象企業の選定にあたっては、高付加価値の商品を開発するための適切なテーマを設定し、そのテーマに適合する企業を募集することとする。

概ね第3四半期までに商品開発を行い、第4四半期にはテストマーケティング等へ参加することを目指すものとする。

なお、営業ツールの作成については2と同様とする。

## 4 情報連絡会議への出席

事業の実施にあたっては、令和7年度「ちばのキラリ商品支援事業(ニーズマッチング支援)」との情報共有を図るための会議(県主催・月1回程度開催)に出席し、業務の進捗状況について報告を行うとともに、積極的な連携を図ること。

## 5 販売にかかる事項

(1) 接客、清掃、整理整頓、装飾等、消費者目線に立った店舗運営を行うこと。

(2) 商品の選定については、県と協議の上、特定の地域や事業者に偏らないように配慮すること。

(3) 商品展示・販売のほか、商品販売に係る金銭の授受・管理等、経理にかかる業務を滞りなく行うこと、また、入荷された商品の取扱い、検品、在庫管理を善良なる管理者の注意義務をもって適正に行うこと。なお、販売する商品については、県と協議の上決定し、商品情報リストを作成すること。

(4) 販売期間終了後の施設の原状復帰や撤去に係る円滑な業務遂行を行うこと。

## 6 参加企業との調整

- (1) 参加企業と取引口座を開設し、売上金の参加企業ごとの計算、分配を行うこと。
- (2) 会場設営・撤去の管理、什器の手配、商品の搬入出方法、運営、売上金管理業務などの確認事項について、参加企業との各種調整を行うこと。

## 7 広報及びPR

テストマーケティングの事前告知、期間中のPR等について、以下のとおり実施すること。

- (1) テストマーケティング実施期間中、誘客のための効果的な広報を実施すること。
- (2) テストマーケティングで販売するちばのキラリ商品について、HPへの掲載やSNS等の活用によるPRの他、メディアの活用など幅広い手段を利用し、効果的な情報発信を行うこと。
- (3) 来場者に対し、商品のコンセプトを理解した上で、購買意欲を喚起するような商品陳列、提案、販売を行うこと。
- (4) 令和3年度～6年度に「ちばのキラリ商品支援事業（販売展開支援）」で使用した県内事業者の共通ブランド「千葉の幸」（別表）を原則として継続して活用するものとする。  
上記の詳細な内容については、県と協議の上、決定すること。

## 8 フォローアップ

参加事業者に対して、各イベントの開催ごとにアンケート等を実施し、事業に対する意見を収集するほか、事業終了前には事業全体に対する効果を確認するためのアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査の内容は事業に参加したことによる売上、従業員数の変化など、経済効果について具体的に調査することとし、詳細な内容については、県と協議の上、決定する。

## 9 独自提案

上記1～8と連動し、本事業の目的をより効果的にする独自提案を行うこと。

なお、県では「発酵」をテーマとした取組を進めていくこととしており、本業務においても「発酵」をテーマとした具体的な提案をお願いしたい。

## 10 報告書の作成

業務の完了後、委託業務の事業内容及び成果が分かる実績報告書（様式任意）を1部作成し、令和8年3月31日（火）までに県に提出すること。また、制作物については、紙媒体及び電磁的記録での納品を行う。なお、電磁的記録での納品は、納品データを用いて県ホームページ等で活用できるよう、必要なコンテンツの他、テキストデータ、画像データ等を納品する。

メディアへの露出があった場合には、その概要についてメール等で速やかに報告し、媒体の種別、日時、番組名等を一覧にしたものを提出すること。なお、雑誌等の媒体の場合は掲載物見本を提出すること。

## 11 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 第3 運営及び管理

#### 1 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

#### 2 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

#### 3 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

#### 4 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及びイベント保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

### 第4 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

- 1 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとする。
- 2 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- 3 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないこと。

## 第5 個人情報に関する取扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

## 第6 納入物品に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

## 第7 法令遵守及び安全管理

### 1 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

### 2 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

### 3 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、来場者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

## 第8 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

## 第9 その他事項

### 1 再委託について

本事業の受託者は、業務の全部または一部について、県の承諾をなしに他者に再委託をすることはできない。

### 2 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

### 3 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。

別表

